

水際対策強化に係る新たな措置（１２）

令和３年５月１２日

インド、パキスタン及びネパールの３か国に、本邦への上陸申請日前１４日以内に滞在歴のある在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否する。上記措置は本年５月１４日午前０時から開始する。

（注１）５月１３日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、又は「定住者」の在留資格を有する者が、これら３か国から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとする。５月１４日以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、今回の再入国拒否対象とはならない。

（注２）上記に基づく措置は、５月１４日午前０時（日本時間）前にこれら３か国を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

（以上）